

令和7年杉並区教育委員会規則

規則番号	題名
9	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
10	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
11	杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
12	杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
13	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
14	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
15	杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
16	杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
17	杉並区いじめ問題対策委員会規則
18	杉並区学校給食費等に関する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 9 号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 12 年杉並区教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 7 項第 2 号中「、条例第 11 条の 2 第 1 項の規定による請求にあっては 3 歳に、条例第 11 条の 3 第 1 項の規定による請求にあっては」を削り、同条第 9 項中「の請求」を「の規定による請求」に、「の届出」を「の規定による届出」に改め、同条第 10 項中「第 7 項第 1 号及び第 2 号」を「第 7 項各号」に、「第 6 項中「第 1 項」を「第 6 項中「第 1 項の規定による請求が」に、「」と、「次の各号」とあるのは「第 1 号」を「の規定による請求が」と、「次の各号」とあるのは「第 1 号」に改める。

第 29 条の 2 の見出しを「（子の看護等のための休暇）」に改め、同条第 1 項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、「満 12 歳」の次に「（次に掲げる場合にあっては、満 18 歳）」を加え、「看護（」を「看護等（」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行うことをいう」を「若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育委員会が定めるものへの参加をすることをいう。第 4 項において同じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1） 当該職員が養育する当該子が、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合
- （2） 当該職員が養育する当該子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合
- （3） 当該職員が養育する当該子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合
- （4） 当該職員が養育する当該子が、児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項に規定する小児慢性特定疾病（以下「小児慢性特定疾病」という。）にかかっている場合で

あって、その疾病の状態が同条第3項の規定により小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。

第29条の2第2項及び第3項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、同条第4項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に、「看護を」を「看護等を」に改める。

第30条の2の2第1項第1号中「（昭和24年法律第283号）」を削り、同項第3号中「（昭和25年法律第123号）」を削り、同項第4号中「児童福祉法第6条の2第1項に規定する」を削り、「同条第3項の規定により当該」を「児童福祉法第6条の2第3項の規定により」に改める。

第32条の3を第32条の5とし、第32条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第32条の3 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

（1） 条例第11条第2項において準用する同条第1項の規定による深夜勤務の制限

（2） 条例第11条の2第2項において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限

（3） 条例第11条の3第2項において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限

（4） 条例第17条第1項に規定する短期の介護休暇

（5） 条例第18条第1項に規定する介護休暇

（6） 条例第18条の2第1項に規定する介護時間

2 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 前項各号に掲げる制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）

（2） 介護両立支援制度等の請求先又は申請先

（3） 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

3 条例第18条の4第1項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項

を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 当該職員が希望する場合にあっては、電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（当該電気通信を受信した職員がその記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。以下「電子メール等」という。）の送信による方法

4 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 面談
- (2) 書面の交付
- (3) 職員が希望する場合にあっては、電子メール等の送信

5 条例第18条の4第2項の規定により、職員に対して、第2項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メール等の送信による方法

(勤務環境の整備に関する措置)

第32条の4 条例18条の5第1項第3号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供
- (2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限) 第8条の2 略 2～6 略 7 超過勤務制限開始日から起算して第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 略 (2) 当該請求に係る子が_____ _____小学校就学の始期に達した場合 8 略 9 教育委員会は、第1項<u>の規定による請求</u>又は前項<u>の規定による届出</u>に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求又は届出をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。 10 前各項の規定（第6項第3号及び第4号並びに第7項各号）を除く。）は、条例第11条の2第2項及び第11条の3第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第11条の2第1項又は条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項又は条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、「条例第11条の2第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第1項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間」と、第2項中「条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項の規定による請求が」とあるのは「第10項において準用する第1項の規定による請求が」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは	(育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限) 第8条の2 略 2～6 略 7 超過勤務制限開始日から起算して第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 略 (2) 当該請求に係る子が、条例第11条の2第1項の規定による請求にあっては3歳に、条例第11条の3第1項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合 8 略 9 教育委員会は、第1項の請求_____又は前項の届出_____に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求又は届出をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。 10 前各項の規定（第6項第3号及び第4号並びに第7項第1号及び第2号）を除く。）は、条例第11条の2第2項及び第11条の3第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第11条の2第1項又は条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項又は条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、「条例第11条の2第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第1項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間」と、第2項中「条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第1号_____及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは

新	旧
は「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が当該要介護者と当該請求をした職員若しくは当該要介護者のパートナーシップ関係の相手方との親族関係若しくはパートナーシップ関係が消滅したこと又は当該請求をした職員と当該請求をした職員の親族若しくはパートナーシップ関係の相手方との親族関係若しくはパートナーシップ関係が消滅したことにより要介護者」と、第7項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第10項において準用する前項第1号及び第2号」と、「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項において準用する第6項第1号及び第2号」と、前項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。	は「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が当該要介護者と当該請求をした職員若しくは当該要介護者のパートナーシップ関係の相手方との親族関係若しくはパートナーシップ関係が消滅したこと又は当該請求をした職員と当該請求をした職員の親族若しくはパートナーシップ関係の相手方との親族関係若しくはパートナーシップ関係が消滅したことにより要介護者」と、第7項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第10項において準用する前項第1号及び第2号」と、「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項において準用する第6項第1号及び第2号」と、前項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。
（子の看護等のための休暇）	（子の看護のための休暇）
第29条の2 子の看護等のための休暇は、満12歳（次に掲げる場合にあつては、満18歳）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をすること又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育委員会が定めるもののへの参加をすることをいう。第4項において同じ。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。	第29条の2 子の看護のための休暇は、満12歳_____に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（<u>負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うことをいう</u>_____。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。
(1) 当該職員が養育する当該子が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合 (2) 当該職員が養育する当該子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合 (3) 当該職員が養育する当該子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 (4) 当該職員が養育する当該子が、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病（以下「小児慢性特定疾病」という。）にかかっている	

新	旧
場合であって、その疾病の状態が同条第3項の規定により小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。 2 子の看護等のための休暇は、一の年において、日又は時間を単位として、5日（養育する子が、2人の場合にあつては10日、3人以上の場合にあつては10日に2人を超える養育する子の人数1人につき2日を加えた日数）以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。 3 1時間を単位として承認された子の看護等のための休暇を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間）をもって1日とする。 4 教育委員会は、子の看護等のための休暇を承認するときは、看護等を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。 （子育て部分休暇） 第30条の2の2 条例第18条の2の2第1項の教育委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。 （1）当該職員の子が、身体障害者福祉法_____の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合 （2） 略 （3）当該職員の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律_____の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 （4）当該職員の子が、_____小児慢性特定疾病にかかっている場合であつて、その疾病の状態が児童福祉法第6条の2第3項の規定により小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。 2～9 略 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第32条の3 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める制度又は措置は、次のとおりとする。 （1） 条例第11条第2項において準用する同条第1項の規定による深夜勤務の制限 （2） 条例第11条の2第2項において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限 （3） 条例第11条の3第2項において準用する同条第1項の規定による超	2 子の看護のための休暇は、一の年において、日又は時間を単位として、5日（養育する子が、2人の場合にあつては10日、3人以上の場合にあつては10日に2人を超える養育する子の人数1人につき2日を加えた日数）以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。 3 1時間を単位として承認された子の看護のための休暇を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間）をもって1日とする。 4 教育委員会は、子の看護のための休暇を承認するときは、看護を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。 （子育て部分休暇） 第30条の2の2 条例第18条の2の2第1項の教育委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。 （1）当該職員の子が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合 （2） 略 （3）当該職員の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 （4）当該職員の子が、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている場合であつて、その疾病の状態が同条第3項の規定により当該_____小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。 2～9 略

新	旧
<u>過勤務の制限</u> (4) <u>条例第 17 条第 1 項に規定する短期の介護休暇</u> (5) <u>条例第 18 条第 1 項に規定する介護休暇</u> (6) <u>条例第 18 条の 2 第 1 項に規定する介護時間</u> 2 <u>条例第 18 条の 4 第 1 項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> (1) <u>前項各号に掲げる制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）</u> (2) <u>介護両立支援制度等の請求先又は申請先</u> (3) <u>地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 70 条の 4 第 1 項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項</u> 3 <u>条例第 18 条の 4 第 1 項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行わなければならない。</u> (1) <u>面談による方法</u> (2) <u>書面を交付する方法</u> (3) <u>当該職員が希望する場合にあっては、電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（当該電気通信を受信した職員がその記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。以下「電子メール等」という。）の送信による方法</u> 4 <u>条例第 18 条の 4 第 1 項の教育委員会規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</u> (1) <u>面談</u> (2) <u>書面の交付</u> (3) <u>職員が希望する場合にあっては、電子メール等の送信</u> 5 <u>条例第 18 条の 4 第 2 項の規定により、職員に対して、第 2 項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行わなければならない。</u> (1) <u>面談による方法</u> (2) <u>書面を交付する方法</u> (3) <u>電子メール等の送信による方法</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> 第32条の4 <u>条例18条の 5 第 1 項第 3 号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。</u>	

新	旧
<u>(1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供</u> <u>(2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知</u> (業務量の適切な管理等) 第32条の5 略	(業務量の適切な管理等) 第32条の5 略

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 10 号

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 19 年杉並区教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）」を付し、同条第 5 項第 2 号中「3 歳」を「小学校就学の始期」に改め、同条第 9 項中「第 5 項第 1 号及び第 2 号」を「第 5 項各号」に改める。

第 8 条の見出しを削り、同条第 9 項中「第 6 項第 1 号及び第 2 項」を「第 6 項各号」に改める。

第 28 条の見出しを「（子どもの看護等休暇）」に改め、同条第 1 項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改め、「12 歳」の次に「（次に掲げる場合にあっては、18 歳）」を加え、「ため又は」を「ため、」に改め、「受けさせるため」の次に「、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話をを行うため又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をするため」を加え、同項に次の各号を加える。

- （1） 当該職員が養育する当該子が、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 28 3 号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合
- （2） 当該職員が養育する当該子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合
- （3） 当該職員が養育する当該子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合
- （4） 当該職員が養育する当該子が、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 1 項に規定する小児慢性特定疾病（以下「小児慢性特定疾病」という。）にかかっている場合であって、その疾病の状態が同条第 3 項の規定により小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。

第28条第2項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第32条第1項中「7月1日から9月30日まで」を「6月1日から10月31日まで」に改める。

第35条の2の2第1項第1号中「（昭和24年法律第283号）」を削り、同項第3号中「（昭和25年法律第123号）」を削り、同項第4号中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する」を削り、「同条第3項の規定により当該」を「児童福祉法第6条の2第3項の規定により」に改める。

第39条を第41条とし、第38条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第39条 条例第20条の2第1項の教育委員会規則で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

（1） 条例第11条第2項において準用する同条第1項の規定による深夜勤務の制限

（2） 条例第11条の2第2項において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限

（3） 条例第12条第2項において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限

（4） 条例第18条第1項に規定する短期の介護休暇

（5） 条例第19条第1項に規定する介護休暇

（6） 条例第19の2条の2第1項に規定する介護時間

2 条例第20条の2第1項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 前項各号に掲げる制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）

（2） 介護両立支援制度等の請求先又は申請先

（3） 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

3 条例第20条の2第1項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 当該職員が希望する場合にあっては、電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（当該電気通信を受信した職員がその記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。以下「電子メール等」という。）の送信による方法

4 条例第20条の2第1項の教育委員会規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 面談
- (2) 書面の交付
- (3) 職員が希望する場合にあっては、電子メール等の送信

5 条例第20条の2第2項の規定により、職員に対して、第2項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メール等の送信による方法

(勤務環境の整備に関する措置)

第40条 条例第20条の3第1項第3号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供
- (2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限） 第7条の2 略 2～4 略 5 超過勤務免除開始日から起算して請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該超過勤務の免除の請求は、超過勤務免除開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 略 (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合 6～8 略 9 前各項の規定（第5項各号を除く。）は、条例第11条の2第2項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の免除について準用する。この場合において、第1項中「条例第11条の2第1項」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項」と、第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等内の親族でなくなった」と、同項第3号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び2親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第5項中「次の」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第6項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第4項」とあるのは「第9項において準用する第4項」と、第7項中「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「第9項において準用する前項」と、前項中「、第1項」とあるのは「、次項において準用する第1項」と読み替えるものとする。 第8条 略	（3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限） 第7条の2 略 2～4 略 5 超過勤務免除開始日から起算して請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該超過勤務の免除の請求は、超過勤務免除開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 略 (2) 当該請求に係る子が3歳に達した場合 6～8 略 9 前各項の規定（第5項第1号及び第2号を除く。）は、条例第11条の2第2項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の免除について準用する。この場合において、第1項中「条例第11条の2第1項」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項」と、第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等内の親族でなくなった」と、同項第3号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び2親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第5項中「次の」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第6項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第4項」とあるのは「第9項において準用する第4項」と、第7項中「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「第9項において準用する前項」と、前項中「、第1項」とあるのは「、次項において準用する第1項」と読み替えるものとする。 （小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限） 第8条 略

2～8 略

9 前各項の規定（**第6項各号**を除く。）は、条例第12条第2項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の制限について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「条例第12条第1項」とあるのは「条例第12条第2項において準用する同条第1項」と、第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準じる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等内の親族でなくなった」と、同項第3号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び2親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第6項中「次の」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第7項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第5項」とあるのは「第9項において準用する第5項」と、前項中「第4項」とあるのは「次項において準用する第4項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（子どもの看護等休暇）

第28条 **子どもの看護等休暇**は、12歳（次に掲げる場合にあっては、18歳）に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため、予防接種若しくは健康診断を受けさせるため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話をを行うため又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をするため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

（1） 当該職員が養育する当該子が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合

（2） 当該職員が養育する当該子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合

（3） 当該職員が養育する当該子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する

2～8 略

9 前各項の規定（**第6項第1号及び第2号**を除く。）は、条例第12条第2項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の制限について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「条例第12条第1項」とあるのは「条例第12条第2項において準用する同条第1項」と、第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準じる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等内の親族でなくなった」と、同項第3号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び2親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第6項中「次の」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第7項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第5項」とあるのは「第9項において準用する第5項」と、前項中「第4項」とあるのは「次項において準用する第4項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（子どもの看護休暇）

第28条 **子どもの看護休暇**は、12歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため又は予防接種若しくは健康診断を受けさせるため

勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

<u>法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合</u> (4) 当該職員が養育する当該子が、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 1 項に規定する小児慢性特定疾病（以下「小児慢性特定疾病」という。）にかかっている場合であって、その疾病の状態が同条第 3 項の規定により小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。 2 子どもの看護等休暇は、一の年において、1 日を単位として 5 日（養育する子が複数の場合にあつては、10 日とする。）以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1 時間を単位として承認することができる。 （夏季休暇） 第 32 条 夏季休暇は、夏季の期間（6 月 1 日から 10 月 31 日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。 2 及び 3 略 （子育て部分休暇） 第 35 条の 2 の 2 条例第 19 条の 2 の 2 第 1 項の教育委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。 (1) 当該職員の子が、身体障害者福祉法_____の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合 (2) 当該職員の子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合 (3) 当該職員の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律_____の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 (4) 当該職員の子が、_____小児慢性特定疾病にかかっている場合であって、その疾病の状態が児童福祉法第 6 条の 2 第 3 項の規定により小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。 2～9 略 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第 39 条 条例第 20 条の 2 第 1 項の教育委員会規則で定める制度又は措置は、次のとおりとする。 (1) 条例第 11 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による深夜勤	2 子どもの看護休暇は、一の年において、1 日を単位として 5 日（養育する子が複数の場合にあつては、10 日とする。）以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1 時間を単位として承認することができる。 （夏季休暇） 第 32 条 夏季休暇は、夏季の期間（7 月 1 日から 9 月 30 日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。 2 及び 3 略 （子育て部分休暇） 第 35 条の 2 の 2 条例第 19 条の 2 の 2 第 1 項の教育委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。 (1) 当該職員の子が、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合 (2) 当該職員の子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合 (3) 当該職員の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 (4) 当該職員の子が、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 1 項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている場合であって、その疾病の状態が同条第 3 項の規定により当該_____小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。 2～9 略
---	---

	<u>務の制限</u>
(2)	<u>条例第 11 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による超過勤務の制限</u>
(3)	<u>条例第 12 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による超過勤務の制限</u>
(4)	<u>条例第 18 条第 1 項に規定する短期の介護休暇</u>
(5)	<u>条例第 19 条第 1 項に規定する介護休暇</u>
(6)	<u>条例第 19 の 2 第 1 項に規定する介護時間</u>
2	<u>条例第 20 条の 2 第 1 項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u>
(1)	<u>前項各号に掲げる制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）</u>
(2)	<u>介護両立支援制度等の請求先又は申請先</u>
(3)	<u>地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 70 条の 4 第 1 項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項</u>
3	<u>条例第 20 条の 2 第 1 項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行わなければならない。</u>
(1)	<u>面談による方法</u>
(2)	<u>書面を交付する方法</u>
(3)	<u>当該職員が希望する場合にあっては、電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（当該電気通信を受信した職員がその記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。以下「電子メール等」という。）の送信による方法</u>
4	<u>条例第 20 条の 2 第 1 項の教育委員会規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</u>
(1)	<u>面談</u>
(2)	<u>書面の交付</u>
(3)	<u>職員が希望する場合にあっては、電子メール等の送信</u>
5	<u>条例第 20 条の 2 第 2 項の規定により、職員に対して、第 2 項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行わなければならない。</u>
(1)	<u>面談による方法</u>
(2)	<u>書面を交付する方法</u>
(3)	<u>電子メール等の送信による方法</u>

<u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> 第40条 条例20条の3第1項第3号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。 <u>(1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供</u> <u>(2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知</u> (委任) 第41条 略	(委任) 第39条 略
---	----------------------------------

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 11 号

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和 2 年杉並区教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、同条第 2 項第 1 号中「、出産支援休暇、育児参加休暇」を削り、「、ボランティア休暇及び子の看護のための休暇」を「及びボランティア休暇」に改め、同項第 2 号中「任用期間（同一年度内において引き続き任用された会計年度任用講師にあつては、当初の任用期間に当該引き続き任用された任用期間を加えた期間）が 6 月を超え、かつ、」を削る。

第 24 条の見出しを「（子の看護等のための休暇）」に改め、同条第 1 項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、「満 12 歳」の次に「（次に掲げる場合にあっては、満 18 歳）」を加え、「看護（」を「看護等（」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行うことをいう」を「若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育委員会が定めるものへの参加をすることをいう。第 4 項において同じ」に改め、同条に次の各号を加える。

- （1） 当該会計年度任用講師が養育する当該子が、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合
- （2） 当該会計年度任用講師が養育する当該子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合
- （3） 当該会計年度任用講師が養育する当該子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合
- （4） 当該会計年度任用講師が養育する当該子が、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 1 項に規定する小児慢性特定疾病（以下「小児慢性特定疾病」という。）にかかっている場合であつて、その疾病の状態が同条第

3 項の規定により小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。

第 2 4 条第 2 項及び第 3 項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、同条第 4 項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に、「看護を」を「看護等を」に改める。

第 2 6 条第 1 項中「限る」の次に「。第 3 3 条において「配偶者等」という」を加える。

第 2 9 条の 2 第 1 項第 1 号中「（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）」を削り、同項第 3 号中「（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）」を削り、同項第 4 号中「児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 2 第 1 項に規定する」を削り、「同条第 3 項の規定により当該」を「児童福祉法第 6 条の 2 第 3 項の規定により」に改める。

第 3 3 条を第 3 5 条とし、第 3 2 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用講師に対する意向確認等）

第 3 3 条 教育委員会は、会計年度任用講師が配偶者等が当該会計年度任用講師の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該会計年度任用講師に対して、次に掲げる制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該会計年度任用講師の意向を確認するための措置を講じなければならない。

- （1） 第 9 条において準用する幼稚園勤務時間条例第 1 1 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による深夜勤務の制限
- （2） 第 1 0 条において準用する幼稚園勤務時間条例第 1 1 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による超過勤務の制限
- （3） 第 1 0 条において準用する幼稚園勤務時間条例第 1 1 条の 3 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による超過勤務の制限
- （4） 第 2 5 条第 1 項に規定する短期の介護休暇
- （5） 第 2 6 条第 1 項に規定する介護休暇
- （6） 第 2 8 条第 1 項に規定する介護時間

- 2 教育委員会は、会計年度任用講師に対して、当該会計年度任用講師が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。
- 3 幼稚園職員勤務時間規則第32条の3第2項から第5項までの規定は、前2項の規定による配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用講師に対する意向確認等について準用する。

(勤務環境の整備に関する措置)

第34条 教育委員会は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 会計年度任用講師の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び会計年度任用講師に対する当該事例の提供
- (4) 会計年度任用講師に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(特別休暇) 第15条 教育委員会は、会計年度任用講師が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2 前項に規定する休暇のうち、次の各号に掲げる休暇は、当該各号に定める場合に限り、承認するものとする。 (1) 母体保護休暇____、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及びボランティア休暇 当該会計年度任用講師について定められた任用期間（同一年度内において引き続き任用された会計年度任用講師にあっては、当初の任用期間に当該引き続き任用された任用期間を加えた期間）が6月を超える場合 (2) 短期の介護休暇 当該会計年度任用講師について定められた____ ____ ____ 1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上である場合 (子の看護等のための休暇) 第24条 子の看護等のための休暇は、満12歳（次に掲げる場合にあっては、満18歳）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用講師が、その子（以下「養育する子」という。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった養育する子の世話、疾病）の予防を図るために必要な養育する子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育委員会が定めるものへの参加をすることをいう。第4項において同じ。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。	(特別休暇) 第15条 教育委員会は、会計年度任用講師が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇 及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2 前項に規定する休暇のうち、次の各号に掲げる休暇は、当該各号に定める場合に限り、承認するものとする。 (1) 母体保護休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇及び子の看護のための休暇 当該会計年度任用講師について定められた任用期間（同一年度内において引き続き任用された会計年度任用講師にあっては、当初の任用期間に当該引き続き任用された任用期間を加えた期間）が6月を超える場合 (2) 短期の介護休暇 当該会計年度任用講師について定められた任用期間（同一年度内において引き続き任用された会計年度任用講師にあっては、当初の任用期間に当該引き続き任用された任用期間を加えた期間）が6月を超え、かつ、1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上である場合 (子の看護のための休暇) 第24条 子の看護のための休暇は、満12歳____ ____に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用講師が、その子（以下「養育する子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった養育する子の世話又は疾病）の予防を図るために必要な養育する子の世話を行うことをいう ____。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

新	旧
(1) <u>当該会計年度任用講師が養育する当該子が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合</u> (2) <u>当該会計年度任用講師が養育する当該子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合</u> (3) <u>当該会計年度任用講師が養育する当該子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合</u> (4) <u>当該会計年度任用講師が養育する当該子が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病（以下「小児慢性特定疾病」という。）にかかっている場合であって、その疾病の状態が同条第3項の規定により小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。</u>	
2 <u>子の看護等のための休暇</u>は、一の年度において、日又は時間を単位として、当該会計年度任用講師の1週間の勤務日数又は1年間の勤務日数の区分に応じて、別表第7に定める日数の範囲内で承認する。 3 第13条第3項の規定は、時間を単位として承認された<u>子の看護等のための休暇</u>を日に換算する場合について準用する。 4 教育委員会は、<u>子の看護等のための休暇</u>を承認するときは、<u>看護等</u>を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。 （介護休暇）	2 <u>子の看護のための休暇</u>は、一の年度において、日又は時間を単位として、当該会計年度任用講師の1週間の勤務日数又は1年間の勤務日数の区分に応じて、別表第7に定める日数の範囲内で承認する。 3 第13条第3項の規定は、時間を単位として承認された<u>子の看護のための休暇</u>を日に換算する場合について準用する。 4 教育委員会は、<u>子の看護のための休暇</u>を承認するときは、<u>看護を</u>必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。 （介護休暇）
第26条 教育委員会は、会計年度任用講師が次に掲げる者（第8号から第11号までに掲げる者にあっては、当該会計年度任用講師と同居している場合に限る。<u>第33条において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下同じ。）を承認するものとする。 （1）～(11) 略 2～8 略 （子育て部分休暇） 第29条の2 教育委員会は、会計年度任用講師が、当該会計年度任用講師の子であって、満3歳に達した日から満12歳（次に掲げる場合にあっては、満18歳）に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、	第26条 教育委員会は、会計年度任用講師が次に掲げる者（第8号から第11号までに掲げる者にあっては、当該会計年度任用講師と同居している場合に限る_____。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下同じ。）を承認するものとする。 （1）～(11) 略 2～8 略 （子育て部分休暇） 第29条の2 教育委員会は、会計年度任用講師が、当該会計年度任用講師の子であって、満3歳に達した日から満12歳（次に掲げる場合にあっては、満18歳）に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、

新	旧
1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 (1) 当該会計年度任用講師の子が、身体障害者福祉法_____の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合 (2) 当該会計年度任用講師の子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合 (3) 当該会計年度任用講師の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律_____の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 (4) 当該会計年度任用講師の子が、_____小児慢性特定疾病にかかっている場合であつて、その疾病の状態が<u>児童福祉法第6条の2第3項の規定により</u>小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。	1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 (1) 当該会計年度任用講師の子が、身体障害者福祉法<u>(昭和24年法律第283号)</u>の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合 (2) 当該会計年度任用講師の子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合 (3) 当該会計年度任用講師の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>(昭和25年法律第123号)</u>の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 (4) 当該会計年度任用講師の子が、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する</u>小児慢性特定疾病にかかっている場合であつて、その疾病の状態が<u>同条第3項の規定により当該</u>小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。
2～5 略	2～5 略
<u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用講師に対する意向確認等)</u>	
第33条 教育委員会は、会計年度任用講師が配偶者等が当該会計年度任用講師の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該会計年度任用講師に対して、次に掲げる制度又は措置（以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該会計年度任用講師の意向を確認するための措置を講じなければならない。</u> (1) <u>第9条において準用する幼稚園勤務時間条例第11条第2項において準用する同条第1項の規定による深夜勤務の制限</u> (2) <u>第10条において準用する幼稚園勤務時間条例第11条の2第2項において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限</u> (3) <u>第10条において準用する幼稚園勤務時間条例第11条の3第2項において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限</u> (4) <u>第25条第1項に規定する短期の介護休暇</u> (5) <u>第26条第1項に規定する介護休暇</u> (6) <u>第28条第1項に規定する介護時間</u>	
2 教育委員会は、会計年度任用講師に対して、当該会計年度任用講師が40歳	

新	旧
に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 3 幼稚園職員勤務時間規則第 32 条の 3 第 2 項から第 5 項までの規定は、前 2 項の規定による配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用講師に対する意向確認等について準用する。 （勤務環境の整備に関する措置） 第34条 教育委員会は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 （2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 （3） 会計年度任用講師の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び会計年度任用講師に対する当該事例の提供 （4） 会計年度任用講師に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知 （委任） 第35条 略	（委任） 第33条 略

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
を公布する。

令和7年3月26日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 12 号

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する
規則

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則（令和 2 年杉並区教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 16 号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(給与の減額免除) 第9条 条例第9条第1項及び第23条第1項から第3項までに規定する教育委員会規則で定める有給の休暇は、杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年杉並区教育委員会規則第7号。以下「会計年度任用講師勤務時間規則」という。）に規定する休暇のうち、次に掲げるもの（第5号から第8号までに掲げる休暇にあつては、フルタイム講師及び月額で報酬を定めるパートタイム講師に限る。）とする。 (1)～(15) 略 (16) <u>子の看護等のための休暇</u> (17) 略	(給与の減額免除) 第9条 条例第9条第1項及び第23条第1項から第3項までに規定する教育委員会規則で定める有給の休暇は、杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年杉並区教育委員会規則第7号。以下「会計年度任用講師勤務時間規則」という。）に規定する休暇のうち、次に掲げるもの（第5号から第8号までに掲げる休暇にあつては、フルタイム講師及び月額で報酬を定めるパートタイム講師に限る。）とする。 (1)～(15) 略 (16) <u>子の看護のための休暇</u> (17) 略

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

杉並区教育委員会

教育長 白 石 高 士

杉並区教育委員会規則第13号

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同項第2号中「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(支給割合) 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の117.5</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の135</u>) (2) 定年前三任用短時間勤務職員 <u>100分の57.5</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の66.25</u>) 2及び3 略	(支給割合) 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の122.5</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の140</u>) (2) 定年前三任用短時間勤務職員 <u>100分の60</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の68.75</u>) 2及び3 略

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第14号

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同項第2号中「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(支給割合) 第4条 条例第32条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の117.5</u>（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の135</u>） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の57.5</u>（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の66.25</u>） 2及び3 略	(支給割合) 第4条 条例第32条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の122.5</u>（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の140</u>） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の60</u>（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の68.75</u>） 2及び3 略

杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 15 号

杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則（平成 19 年杉並区教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 14 条第 2 項第 1 号」を「第 17 条第 1 項第 2 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(やむを得ない事情) 第2条 条例第19条第1項の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 配偶者又は条例第17条第1項第2号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母又は同居の親族を介護すること。 (2)～(5) 略	(やむを得ない事情) 第2条 条例第19条第1項の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 配偶者又は条例第14条第2項第1号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母又は同居の親族を介護すること。 (2)～(5) 略

杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 16 号

杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会非常勤職員規則（昭和 39 年杉並区教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表青少年委員の項中「8, 000 円」を「10, 000 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区いじめ問題対策委員会規則を公布する。

令和7年3月26日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 17 号

杉並区いじめ問題対策委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、杉並区いじめの防止等に関する条例（令和 7 年杉並区条例第 14 号）第 34 条の規定に基づき、杉並区いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第 2 条 会長は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を示して、委員及び当該議題に関係する専門調査員に招集の通知をしなければならない。

(会議録)

第 3 条 会長は、会議ごとに、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、公表するものとする。

(1) 会議の日時、場所及び議題

(2) 会議に出席した委員その他の者の氏名

(3) 傍聴人の数

(4) 会議資料の名称

(5) 会議の次第

(6) 会議の結果

(7) 会議に出席した者の主要な発言

(8) その他会長が必要と認める事項

2 前項の規定による会議録の公表は、杉並区公式ホームページへの掲載により行うものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、非公開とした会議の会議録は、公表しない。

(庶務)

第 4 条 対策委員会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、対策委員会が定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区学校給食費等に関する規則を公布する。

令和7年3月26日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 18 号

杉並区学校給食費等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、杉並区立学校設置条例（昭和 35 年杉並区条例第 1 号）に規定する小学校、中学校及び特別支援学校において実施する学校給食等に係る学校給食費等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食等 学校給食（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）並びに児童及び生徒以外の者に提供される学校給食と同様の給食をいう。
- (2) 学校給食費等 学校給食費（法第 11 条第 2 項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）並びに児童及び生徒以外の者であって学校給食と同様の給食の提供を受けるものから徴収する給食費をいう。
- (3) 保護者 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）をいう。
- (4) 学校給食費等負担者 保護者並びに児童及び生徒以外の者であって学校給食と同様の給食の提供を受けるものをいう。

(学校給食費等の額)

第 3 条 学校給食費等の 1 食当たりの額は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、多様化給食（学校行事に合わせた多様な形態により実施する給食をいう。）の 1 食当たりの額は、別表第 2 のとおりとする。

(学校給食費等の徴収対象者)

第 4 条 区長は、学校給食費等負担者から学校給食費等を徴収する。

(学校給食費等の納付方法)

第 5 条 学校給食費等負担者は、学校給食費等を口座振替の方法により納付するものとする。ただし、これにより難しい場合は、別に定める。

(学校給食費等の納付期限)

第6条 学校給食費等の納付期限は、別表第3のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、別に定める。

(過納又は誤納に係る徴収金の取扱い)

第7条 区長は、学校給食費等について過納又は誤納に係る徴収金（以下「過誤納金」という。）があるときは、学校給食費等負担者に当該過誤納金を還付するものとする。この場合において、当該学校給食費等負担者に未納の学校給食費等があるときは、当該過誤納金を未納の学校給食費等に充当することができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、学校給食費等に関し必要な事項は、杉並区教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則に規定する学校給食費等の徴収に係る手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 第4条の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における児童及び生徒の学校給食費は、無償とする。

別表第1（第3条関係）

区分		1食当たりの額
小学校	第1学年から第2学年までの児童	309円
	第3学年から第4学年までの児童	332円
	第5学年から第6学年までの児童	356円
中学校	第1学年から第3学年までの生徒	406円
特別支援学校	小学部第1学年から第2学年までの児童	355円
	小学部第3学年から第4学年までの児童	365円
	小学部第5学年から第6学年までの児童	374円
	中学部第1学年から第3学年までの生徒	406円

児童及び生徒以外の者であって小学校において学校給食と同様の給食の提供を受けるもの	3 5 6 円
児童及び生徒以外の者であって中学校及び特別支援学校において学校給食と同様の給食の提供を受けるもの	4 0 6 円

別表第 2 （第 3 条関係）

区分		1 食当たりの額
小学校	第 1 学年から第 2 学年までの児童	4 0 2 円
	第 3 学年から第 4 学年までの児童	4 3 2 円
	第 5 学年から第 6 学年までの児童	4 6 3 円
中学校	第 1 学年から第 3 学年までの生徒	5 2 8 円
児童及び生徒以外の者であって小学校において学校給食と同様の給食の提供を受けるもの		4 6 3 円
児童及び生徒以外の者であって中学校において学校給食と同様の給食の提供を受けるもの		5 2 8 円

別表第 3 （第 6 条関係）

期別	対象月	納付期限
第 1 期	4 月 ・ 5 月	5 月末日
第 2 期	6 月 ・ 7 月	7 月末日
第 3 期	8 月 ・ 9 月	9 月末日
第 4 期	1 0 月 ・ 1 1 月	1 1 月末日
第 5 期	1 2 月 ・ 1 月	1 月末日
第 6 期	2 月 ・ 3 月	3 月 2 4 日

備考 納付期限が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日を納付期限とする。